

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社

銀行

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所

株式会社

銀行

代表取締役 氏

名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 事業の概要 | 10 有価証券の内訳 |
| 2 営業所等の増減 | 11 特定取引有価証券の内訳 |
| 3 会社役員及び職員の増減 | 12 商品有価証券の内訳 |
| 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 | 13 有形固定資産の内訳 |
| 5 株主の状況 | 14 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 |
| 6 株主総会の状況 | 15 自己資本比率の状況 |
| 7 債券の内訳 | |
| 8 貸出金の担保内訳 | |
| 9 貸倒引当金の状況 | |

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 株主資本等変動計算書

第5 キャッシュ・フロー計算書

第6 短期資金に関する貸付金等の限度に関する書面

(記載上の注意)

- 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 当該事業年度の末日において公開会社でない長期信用銀行は、事業報告（長期信用銀行法施行規則別紙様式第6号）及び附属明細書（長期信用銀行法施行規則別紙様式第7号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。
- 6 この様式中、第2 貸借対照表、第3 損益計算書、第4 株主資本等変動計算書、第5 キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5 キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

第1 第 期 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

長期信用銀行代理業者が長期信用銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
長期信用銀行代理業者			
長期信用銀行代理業 を営む営業所又は事 務所			

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減 (△)
会 社 役 員	取 締 役 うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	会 計 参 与		
	監 査 役 うち非常勤 ()	うち非常勤 ()	
	執 行 役		
	計		
職 員	事 務 系		
	庶 務 系		
	計		
合 計			

(記載上の注意)

- 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

4 会社役員略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日又は設立 年月日及び住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 1 会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。
- 2 長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第7条第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割合
	千株	%
その他の株主(名)		
計(名)		100

(記載上の注意)

持株数の多い順に30名を記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 債券の内訳

種類	前期末発行高	当期発行高	当期償還高	当期末発行高
種類				
種類				
計				

(記載上の注意)

- 1 本表には、転換社債を除いて記載すること。
- 2 利付債券については、償還期限の種類別に記載すること。
- 3 償還には、買入消却を含め記載すること。

8 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金 当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸付金	割引手形
自 行 預 金		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				
保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の種類別の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

9 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当期末残高	摘 要
一 般 貸 倒 引 当 金					
うち有税分					
個 別 貸 倒 引 当 金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外を取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額	無税	百万円
	有税	百万円

10 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

11 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国 債				

地 方 債				
政 府 保 証 債				
外 国 証 券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

12 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

13 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事 業 用				
所 有				
計				

(記載上の注意)

- 1 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 事業用土地 百万円

所有土地 百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用 百万円

所 有 百万円

14 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当期末口数	当期末残高
手 形 引 受		
信 用 状		
保 証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自 行 預 金		%
有 価 証 券		
債 権		
商 品		
不 動 産		
財 団		
そ の 他		
計		
保 証		
信 用		
合 計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類
の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

15 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	△	△
新株式申込証拠金			準補完的項目(C)		
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額(A + B + C)		
その他利益剰余金			(D)		
そ の 他			他の金融機関の資本調達手 段の意図的な保有相当額		
自 己 株 式	△	△			
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの		
その他有価証券の評価差損	△	△	期限付劣後債務及び期限 付優先株並びにこれらに 準ずるもの		
新株予約権			短期劣後債務及びこれに 準ずるもの		
営業権相当額	△	△			
の れ ん	△	△			
基 本 的 項 目 (A)			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
償還を行う蓋然性を有す る株式等			控 除 項 目 計 (E)		
海外特別目的会社の発行 する優先出資証券			自己資本額(D - E)(F)		
その他有価証券の貸借対照 表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額 の45%			資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目 マーケット・リスク相当額を 8%で除して得た額		
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			リスク・アセット等計(G)		
一 般 貸 倒 引 当 金			(参考) マーケット・リスク 相当額		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等					
負債性資本調達手段					

期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/G)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (F/G)	%	%

[国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位：百万円)

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			自己資本総額 (A + B) (C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
新株式申込証拠金					
資本準備金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
その他資本剰余金					
利益準備金					
その他利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先株並びにこれらに準ずるもの		
その他					
自己株式	△	△			
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	△	△
その他有価証券の評価差損	△	△	控除項目計 (D)		
新株予約権			自己資本額 (C - D) (E)		
営業権相当額	△	△	資産 (オン・バランス) 項目		
のれん	△	△			
基本的項目 (A)					
償還を行う蓋然性を有する株式等					
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			リスク・アセット等計 (F)		
負債性資本調達手段等			負債性資本調達手段		
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先株					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/F)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%	%

(記載上の注意)

- 1 本表には、長期信用銀行法第 17 条において準用する銀行法第 14 条の 2 に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する長期信用銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を有しない長期信用銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、長期信用銀行法施行規則第 18 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他利益剰余金」欄は、社外流出予定額を控除した金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 6 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 7 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第 2 第 期末 (年 月 日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		債 券	
証 書 貸 付		(うち 社 債)	()
手 形 貸 付		(うち新株予約権付社債)	()
当 座 貸 越		債 券 発 行 高	
割 引 手 形		債 券 募 集 金	
外 国 為 替		預 金	
買 入 外 国 為 替		定 期 預 金	
取 立 外 国 為 替		定 期 積 金	
外 国 他 店 貸		通 知 預 金	
外 国 他 店 預 け		貯 蓄 預 金	
有 価 証 券		普 通 預 金	
国 債		当 座 積 金	

地 方 債
 短 期 社 債
 社 債
 株 式
 そ の 他 の 証 券
 金 銭 の 信 託
 特 定 取 引 資 産
 商 品 有 価 証 券
 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品
 特 定 取 引 有 価 証 券
 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品
 特 定 金 融 派 生 商 品
 そ の 他 の 特 定 取 引 資 産
 買 入 金 銭 債 権
 買 入 手 形
 コ ー ル ロ ー ン
 買 現 先 勘 定
 債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金
 現 金 預 け 金
 現 金
 預 け 金
 そ の 他 資 産
 未 決 済 為 替 貸
 前 払 費 用
 未 収 収 益
 先 物 取 引 差 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定
 保 管 有 価 証 券 等
 金 融 派 生 商 品
 そ の 他 の 資 産
 有 形 固 定 資 産
 建 物
 土 地
 建 設 仮 勘 定
 そ の 他 の 有 形 固 定 資 産
 無 形 固 定 資 産

そ の 他 の 預 金
 譲 渡 性 預 金
 借 用 金
 借 入 金
 再 割 引 手 形
 特 定 取 引 負 債
 売 付 商 品 債 券
 商 品 有 価 証 券 派 生 商 品
 特 定 取 引 売 付 債 券
 特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品
 特 定 金 融 派 生 商 品
 そ の 他 の 特 定 取 引 負 債
 売 渡 手 形
 コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー
 コ ー ル マ ネ ー
 売 現 先 勘 定
 債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金
 外 国 為 替
 売 渡 外 国 為 替
 未 払 外 国 為 替
 外 国 他 店 借
 外 国 他 店 預 り
 短 期 社 債
 そ の 他 負 債
 未 決 済 為 替 借
 未 払 費 用
 未 払 法 人 税 等
 前 受 収 益
 従 業 員 預 り 金
 給 付 補 て ん 備 金
 借 入 特 定 取 引 有 価 証 券
 借 入 有 価 証 券
 借 入 商 品 債 券
 売 付 債 券
 先 物 取 引 受 入 証 拠 金
 先 物 取 引 差 金 勘 定

ソフトウェア のれん その他の無形固定資産 債券繰延資産 債券発行差金 債券発行費用 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	金融派生商品 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 のれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 〇〇積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第 131 条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 7 第 1 項から第 4 項までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は貸貸借契約によるものに分けて記載すること。）
- (6) 親会社株式の金額
- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第 18 条の 2 第 1 項第 5 号ロによる。
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。

ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

- (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）
- (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項（会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。）
- (12) 関係会社（会社計算規則第 2 条第 3 項第 23 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2 以上の項目について一括した金額
- (13) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。
- (15) 関係会社の株式又は出資金の総額
- (16) 次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - ② 繰延税金負債
- (17) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (19) 1 株あたりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (20) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (21) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 72 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (22) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (23) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 14 から第 8 条の 16

までに規定するストック・オプションに関する事項

- (24) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条、及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
 - (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24、及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
 - (26) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
 - 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
 - 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
 - 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 第 期

(年 月 日から
年 月 日まで)

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	× × ×
資 金 運 用 収 益	× × ×
貸 出 金 利 息	× × ×
有 価 証 券 利 息 配 当 金	× × ×
買 入 手 形 利 息	× × ×
コ ー ル ロ ー ン 利 息	× × ×
買 現 先 利 息	× × ×
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	× × ×
預 け 金 利 息	× × ×
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	× × ×
そ の 他 の 受 入 利 息	× × ×
役 務 取 引 等 収 益	× × ×
受 入 為 替 手 数 料	× × ×
そ の 他 の 役 務 収 益	× × ×
特 定 取 引 収 益	× × ×
商 品 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	× × ×
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	× × ×
そ の 他 業 務 収 益	× × ×
外 国 為 替 売 買 益	× × ×
国 債 等 債 券 売 却 益	× × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	× × ×
金 融 派 生 商 品 収 益	× × ×
そ の 他 の 業 務 収 益	× × ×
そ の 他 経 常 収 益	× × ×
株 式 等 売 却 益	× × ×
金 銭 の 信 託 運 用 益	× × ×
そ の 他 の 経 常 収 益	× × ×
経 常 費 用	× × ×

資 金 調 達 費 用	×	×	×
債 券 利 息	×	×	×
債 券 発 行 差 金 償 却	×	×	×
預 金 利 息	×	×	×
譲 渡 性 預 金 利 息	×	×	×
借 用 金 利 息	×	×	×
短 期 社 債 利 息	×	×	×
売 渡 手 形 利 息	×	×	×
コマーシャル・ペーパー利息	×	×	×
コ ー ル マ ネ ー 利 息	×	×	×
売 現 先 利 息	×	×	×
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	×	×	×
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	×	×	×
そ の 他 の 支 払 利 息	×	×	×
役 務 取 引 等 費 用	×	×	×
支 払 為 替 手 数 料	×	×	×
そ の 他 の 役 務 費 用	×	×	×
特 定 取 引 費 用	×	×	×
商 品 有 価 証 券 費 用	×	×	×
特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	×	×	×
特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	×	×	×
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	×	×	×
そ の 他 業 務 費 用	×	×	×
債 券 発 行 費 用 償 却	×	×	×
外 国 為 替 売 買 損	×	×	×
国 債 等 債 券 売 却 損	×	×	×
国 債 等 債 券 償 還 損	×	×	×
国 債 等 債 券 償 却	×	×	×
金 融 派 生 商 品 費 用	×	×	×
そ の 他 の 業 務 費 用	×	×	×
営 業 経 費	×	×	×
そ の 他 経 常 費 用	×	×	×
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	×	×	×
貸 出 金 償 却	×	×	×
株 式 等 売 却 損	×	×	×
株 式 等 償 却	×	×	×

金 銭 の 信 託 運 用 損	×	×	×
そ の 他 の 経 常 費 用	×	×	×
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)			×
特 別 利 益			×
固 定 資 産 処 分 益	×	×	×
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	×	×	×
償 却 債 権 取 立 益	×	×	×
金融先物取引責任準備金取崩額	×	×	×
証券取引責任準備金取崩額	×	×	×
そ の 他 の 特 別 利 益	×	×	×
特 別 損 失			×
固 定 資 産 処 分 損	×	×	×
減 損 損 失	×	×	×
金融先物取引責任準備金繰入額	×	×	×
証券取引責任準備金繰入額	×	×	×
そ の 他 の 特 別 損 失	×	×	×
税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)			×
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			×
法 人 税 等 調 整 額			×
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)			×

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

〔 年 月 日から 〕

第 4 第 期

株主資本等変動計算書

年 月 日まで

(単位：円)

	株主資本										評価・換算差額等				新株 予約 権	純資産 合計	
	資本 金	資本剰余金			利益剰余金					自己 株式	株主 資本 合計	その 他 有価 証券 評価 差額 金	繰延 ヘッ ジ 損益	土地 再 評価 差額 金			評価 ・ 換算 差額 等 合計
		資本 準備 金	その 他 資本 剰余 金	資本 剰余 金 合計	利益 準備 金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計	×× 積立 金								
前事業年度末 残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	
当事業年度 変動額																	
新株の発行	××	××		××						××						××	
剰余金の配 当					××		△××	△××		△××						△××	
当期純利益							××	××		××						××	
自己株式の 処分									××	××						××	
.....																	
株主資本以 外の項目の 当事業年度 変動額 (純額)											××	××	××	××	××	××	
当事業年度 変動額合計	××	××	-	××	××	-	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当事業年度末 残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の科目について、事業年度変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 4 その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前事業年度末残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 6 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。
- 7 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。

第5 第 期 { 年 月 日から
年 月 日まで } キャッシュ・フロー計算書

[直接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	
VI 現金及び現金同等物の期首残高	
VII 現金及び現金同等物の期末残高	

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

- 3 法令等に基づき、又は長期信用銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

[間接法により表示する場合]

(単位：百万円)

科 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（損失）	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
.....	
小 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
VII現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は長期信用銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第6 第 期 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 短期資金に関する
貸付金等の限度に関する書面

1 貸付金等の需要別等に関する事項

（単位：百万円）

種 類	当 期 末 残 高					
	貸付金	割引手形	その他の 債 権	計	支払承諾	合 計
設備資金						
長期運転資金						
その他の長期運転 資金						
計						
短期資金						
合 計						

2 預金及びこれに準ずるものに関する事項

(単位：百万円)

種 類	当 期 末 残 高
預 金	
政府関係預り金	
公 金 預 金	
金 融 機 関 預 金	
一 般 預 金	
預金に準ずるもの	
・ ・ ・	
計	

(記載上の注意)

公金預金には、地方公共団体、公社、公庫、公団等の預金の合計額を記載すること。